

「京丹後市新たなふるさと産品創出推進条例」について

令和 3 年 2 月 18 日

京 丹 後 市 役 所

京丹後市では、新たなふるさと産品を計画的に創出することで、地域の活性化とその好循環維持の実現を目的とする地方創生の推進を図るとともに、ふるさと納税の本来の趣旨である地方創生に資するための政策の規範とするため、「京丹後市新たなふるさと産品創出推進条例」の制定について、3月定例会に提案します。

◆条例の概要

本条例は、新たなふるさと産品の創出が地方創生に果たす重要な役割に鑑み、新たなふるさと産品の創出に関する基本理念、市の責務及び事業者の役割を明確にし、ふるさと納税の本来の趣旨である地方創生を推進していくことを目的とするもの。

- ・第1条 目的
- ・第2条 定義
- ・第3条 基本理念
- ・第4条 市の責務
- ・第5条 事業者の役割
- ・第6条 広報活動等
- ・第7条 財政上の措置
- ・第8条 委任

◆施行日

公布の日 ※議会承認後

◆問い合わせ先

京丹後市市長公室政策企画課ふるさと応援推進室 TEL 0772-69-0120

【参考資料】

- ・泉佐野市新たな地場産品をつくる条例

京丹後市新たなふるさとと産品創出推進条例

(目的)

第1条 この条例は、新たなふるさとと産品の創出が地方創生に果たす役割の重要性に鑑み、新たなふるさとと産品の創出の推進に関する基本理念を定め、市の責務及び事業者の役割を明らかにし、もって、新たなふるさとと産品の創出に関する施策を推進することにより、ふるさと納税の本来の趣旨である地方創生に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと産品 市内において生産、製造及び加工される製品（市内生産物を市外で加工する場合を含む。）並びに提供されるサービスをいう。
- (2) 事業者 前号に規定するふるさと産品を創出する者をいう。

(基本理念)

第3条 新たなふるさとと産品の創出の推進は、市と事業者が連携し、市の地域特性を生かした魅力あるふるさとと産品の創出となるよう努めるとともに、産業振興及び雇用促進に関する施策の調和と地域社会の貢献が図られるよう行うものとする。

2 前項の推進にあたっては、事業者の自発的な取組を尊重しながら行うものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、新たなふるさとと産品の創出の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、新たなふるさとと産品の創出に取り組む事業者にクラウドファンディングその他の方法により支援を行うものとする。

3 市は、事業者に対し、新たなふるさとと産品の創出における必要な情報の提供、あっせんその他の支援を行うよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念に基づき、魅力的かつ安全で安心な質の高いふるさと産品の創出に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する新たなふるさと産品の創出における施策に協力するよう努めるものとする。

(広報活動等)

第6条 市は、新たなふるさと産品の創出に関して、事業者及び消費者の関心及び理解を深めるため、広報その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、事業者と連携し、新たなふるさと産品のブランド化を進め、その魅力を発信するものとする。

(財政上の措置)

第7条 市は、新たなふるさと産品の創出を実現する施策に必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「京丹後市新たなふるさと産品創出推進条例」



京丹後市

- ・政策の規範として条例化
- ・**新商品開発への支援**
- ・魅力あるふるさと納税返礼品の充実
- ・広報活動

連携・協力

事業者



- ・新商品開発へのチャレンジ
- ・資金の調達・確保
- ・ふるさと納税を活用した販路開拓
- ・事業所得の向上

(第4条関係)

「**クラウドファンディング**その他の方法により支援」

クラウドファンディング（CF）※の意義

①寄附による応援
②返礼品による応援] ⇒ **ふるさと産品の創出と寄附の増加により公益が増大**
(このため、市としてCF化が可能)

ex) 泉佐野市の取組みの導入を検討（別紙、イメージ参照）

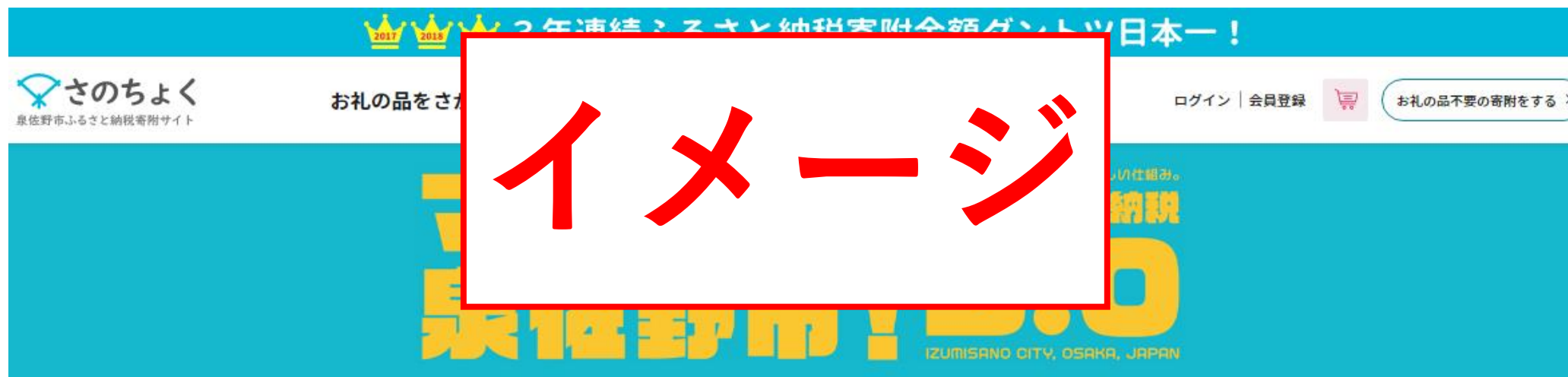
- ・新商品開発のための設備導入
- ・大規模な加工場、工場の建設 など

※不特定多数の人がインターネットなどを経由し、他の人々や組織に財源の提供や協力等を行うことを指す造語

地域経済の好循環



地方創生の推進



#ふるさと納税3.0 実施プロジェクト一覧

返礼品選択型クラウドファンディング

2020年11月02日～2020年12月31日 受付終了 「オリジナルブランド牛」氷温(R)熟成牛プロジェクト～泉佐野熟成牛を全国へ！～  目標達成！プロジェクト進行中!! 現在の寄附金額 452,916,300円 目標金額 117,082,500円	2020年11月10日～2020年12月27日 受付終了 「呉服店で絞り染め体験をしよう」プロジェクト～着物文化を身近に感じて欲しい！～  目標達成！プロジェクト進行中!! 現在の寄附金額 2,600,000円 目標金額 1,250,000円	2020年11月16日～2021年03月14日 『お芋畑からの伝言・・・』プロジェクト～さあ、再出発しよう！～  現在の寄附金額 2,240,000円 目標金額 1,250,000円 179% 目標達成！さらに募集中!!
2020年11月20日～2021年03月14日 「釣具製造をもう一度、そして情報発信基地を泉佐野で」プロジェクト～釣具メーカーを泉佐野でもう一度～  釣竿メーカー 現在の寄附金額 646,000円 目標金額 1,067,500円 60%	2020年12月02日～2021年02月28日 「ビール麦芽エシカルフードチャレンジ」プロジェクト～SDGs 麦芽カスの再生計画！～  SDGs ビール麦芽 エシカルフードチャレンジ 現在の寄附金額 7,975,000円 目標金額 10,000,000円 79%	2020年12月08日～2021年03月14日 「やわらか熟成肉製造基地」プロジェクト～やわらかさアップ熟成肉～  熟成肉 やわらか熟成肉プロジェクト 現在の寄附金額 70,699,998円 目標金額 30,000,000円 235% 目標達成！さらに募集中!!
2020年12月11日～2021年03月14日 「厳選食材使用の高級缶詰ブランドさの缶」プロジェクト～いつでもどこでも贅沢を！～  絶品あわび他9種 最高級の缶詰 さの缶 現在の寄附金額 3,695,000円 目標金額 2,585,000円 142% 目標達成！さらに募集中!!	2020年12月14日～2021年01月31日 受付終了 「ピクルスの素と旬の泉州野菜をサブスクリプションでお届け」プロジェクト～ご家庭でかんたんピクルス～  10種のピクルスの素と旬の泉州野菜を毎日お届け！ 目標達成！プロジェクト進行中!! 現在の寄附金額 1,310,000円 目標金額 1,000,000円	2020年12月18日～2021年03月14日 「障がい者の所得倍増計画！胡蝶蘭農園」プロジェクト～今度の記念日は胡蝶蘭を贈ろう～  好きなとき・必要なときにお贈りできる 胡蝶蘭フラワーギフト 生花胡蝶蘭 胡蝶蘭をつかった プリザーブドフラワー 現在の寄附金額 4,675,000円 目標金額 34,900,000円 13%

泉佐野市新たな地場産品をつくる条例

(目的)

第1条 この条例は、新たな地場産品の創出が地方創生に果たす役割の重要性に鑑み、新たな地場産品の創出の推進に関する基本理念を定め、市の責務及び事業者の役割を明らかにし、新たな地場産品の創出における事業所立地の促進に関する施策を定めることにより、ふるさと納税の本来の趣旨である地方創生に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所立地 事業者がその事業の用に供する工場又は事業場の新設又は増設を行うことをいう。
- (2) 立地事業者 事業所立地をし、又はしようとする者をいう。
- (3) 地場産品 市内において生産、製造及び加工される製品並びに提供されるサービスをいう。

(基本理念)

第3条 新たな地場産品の創出の推進は、市と事業者が連携し、市の地域特性を生かした魅力ある地場産品の創出となるよう、事業所立地を効果的に促進することにより行うものとする。

- 2 新たな地場産品の創出の推進は、市の産業振興及び雇用促進に関する施策の調和と地域社会の貢献が図られるよう行うものとする。
- 3 新たな地場産品の創出の推進は、事業者の自発的な取組を尊重しながら行うものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、新たな地場産品の創出における事業所立地の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 市は、新たな地場産品の創出に取り組む立地事業者にクラウドファンディングその他の方法により支援を行うものとする。
- 3 市は、事業者に対し、新たな地場産品の創出における事業所立地に必要な情報の提供、あっせんその他の支援を行うよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、魅力的かつ安全で安心な質の高い地場産品の創出

に努めるものとする。

- 2 事業者は、市が実施する新たな地場産品の創出における事業所立地の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(広報活動等)

第6条 市は、新たな地場産品の創出に関して、事業者及び消費者の関心及び理解を深めるため、広報その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市は、事業者と連携し、新たな地場産品のブランド化を進め、その魅力を発信するものとする。

(財政上の措置)

第7条 市は、新たな地場産品の創出における事業所立地の促進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。